

日本で生活するときは、役所でいろいろな手続き(住民登録、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、印鑑登録、国民健康保険、税金など)が必要です。あなたが住んでいる市区町村の役所でほとんどの手続きができます。これらの手続きをするといろいろなものをもらうことができます。

■ 住所<住む 場所>の 手続き、引っ越ししたときの 手続き

住所<住む 場所>を役所におしえてください。日本人とおなじように、外国人も住民票<住所を証明する紙>をもらうことができます。

◇新しく日本へきた人

日本へ入ったとき、空港などで在留カードをもらった人は(*)は、住所がきまってから14日以内に、役所で手続きをしてください。在留カードをもっていってください。
(*)パスポートに「在留カードを後日交付する<あとでわたす>」と書かれた人は、パスポートをもっていってください。

◇引っ越しした人

中長期在留者の人で日本の中で住所が変わったときは、引っ越しした日から14日以内に、役所で手続きをしてください。在留カードをもっていってください。

■ マイナンバー制度

住民票がある外国人(中長期在留者、特別永住者など)は、日本人とおなじように役所からマイナンバーという番号をもらいます。マイナンバーは12この数字です。1人に1つ番号があります。この番号は、保険、年金、税金の手続きや、地震などのとき、生きているかどうか知るためにつかいます。

◇マイナンバーカード

マイナンバーカードを受け取るには、申しこむ必要があります。郵送やスマートフォン、パソコンなどで、申しこむことができます。マイナンバーカードは、本人かどうか確かめるための身分証明書として使うことができます。病院に行く時や、コンビニエンスストアで住民票の写し(コピー)などをとる時に使います。また、在留資格の手続きをオンラインで申しこむことができます。

(マイナンバーについて)

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

■ 結婚をしたとき[婚姻届]

日本で 結婚する 場合、日本人は 住んでいる ところの 役所に 戸籍謄本を 出して ください。
 外国人は 下に書いてあるものを 出してください。外国語の 場合は、日本語の 翻訳も 必要です。
 自分の 国の 大使館か 領事館で 手続きするときは、婚姻届受理証明書を 出して ください。役所で
 もらえます。在留や 住所について 変わることが ある 場合も、手続きが 必要です。
 詳しいことは、市区町村の 役所に きいて ください。

[必要なもの]

- ①婚姻届出書(市区町村の 役所に あります。)
- ②婚姻要件具備証明書(今、ほかの人と 結婚していないということを 書いた紙です。自分の 国の
政府が つくったものです。戸籍がある 国の人は、戸籍謄本のことです。)
 - ・日本にある 大使館か 領事館で つくるてもらいます。
 - ・日本語以外の ことばで かれている 場合は、日本語の 翻訳が いります。翻訳した人の 名前が
必要です。
- ③パスポート
必要な ものについては、市区町村の 役所に きいて ください。

■ 離婚<夫・妻と別れる>をしたとき[離婚届]

どちらかが 日本人の 場合、夫と 妻の 両方が 別れたいと思ったら、話し合って離婚することができる
 ます。住んでいる ところの 役所に 下に 書いてあるものを 出して ください。
 夫と 妻の 両方が 外国人の場合は、離婚が できないことも あります。詳しいことは、両方の 国の
 大使館か 領事館と、今住んでいる ところの 役所に きいて ください。

[必要なもの]

- ①離婚届
- ②日本人配偶者<夫や 妻>の 戸籍謄本
- ③日本人配偶者の 住民票
- ④パスポート
必要な ものについては、市区町村の 役所に きいて ください。

■ おなかに 赤ちゃんが できたとき[母子健康手帳]

おなかに 赤ちゃんが できたときは、役所に 妊娠届<赤ちゃんができましたという しらせ>を 出してください。「母子健康手帳」を もらうことが できます。子どもの 予防接種<病気を ふせぐ 注射>や
 健康診査<体重や 檢査の 結果>などのことを かく ノートです。(→35 ページ)

詳しいことは、市区町村の役所にきいてください。

■ 子どもが生まれたとき[出生届]

◇ 国籍

親のどちらかが日本人で、結婚の届を役所に提出している人の子どもは日本国籍をとることができます。日本以外の国籍も両方とも人は、22歳までにどちらかの国籍をえらんでください。親が2人とも外国籍の場合は、日本で生まれても日本国籍をとることができません。親の国の法律をみてください。

◇ 生まれたときの手続き

- ① 子どもが生まれてから14日以内に、生まれたところの役所の住民課に出生届を出してください。出生届の紙は、役所もありますが、ふつう、子どもが生まれた病院でもらいます。
・出生届といっしょに、役所に母子健康手帳をもっていってください。出生届出済証明く役所の印鑑>がもらえます。子どもがいる人がもらえるお金があります。子どもが病院へいくときにかかるお金や、児童手当<子どもを育てるときにかかるお金>、出産育児一時金<子どもが生まれたときにもらえるお金>(国民健康保険にはいっている人だけ)などです。この手続きも市区町村の役所でいっしょにします。
- ② 自分の国の大使館か領事館に出生届を出してください。子どものパスポートをつくってもらることができます。
- ③ 日本で生まれた子どもが、60日以上日本にいる場合は、在留資格の取得許可申請が必要です。子どもが生まれてから30日以内に住んでいるところの出入国在留管理局へいってください。(→27ページ生まれた子どもの在留資格をとるを見てください)

■ 子どもを育てるときのお金[児童手当]

子どもを育てている人は、子どもが中学校を出るまで、児童手当をもらうことができます。子ども1人で、毎月1万円です。3歳になるまえの子どもと、3人目からの子どもが小学生までのあいだは、1万5千円(2012年4月から)です。

このお金をもらうには、住んでいるところの役所で手続きが必要です。詳しいことは、役所にきいてください。

■ 死んだとき[死亡届]

人が死んだときは、7日以内に住んでいるところの役所で死亡届を出してください。医者か検死官<死んだ人のことをしらべる人>がつくった死亡診断書をもっていってください。自分の国の大使館か領事館にもしらせてください。死んだ人の在留カードは出入国在留管理局へかえしてください。

■ 自動車、土地、家を 買うとき、契約<買うときや カりるときの 約束>をするとき [印鑑登録]

日本では、印鑑をよく使います。「ハンコ」ともいいます。サイン<名前を書くこと>と同じ意味があります。住んでいるところの役所で印鑑登録の手続きをした印鑑を「実印」といいます。印鑑登録をすると、「印鑑登録証(カード)」をもらうことができます。

自動車、土地、家を買うときや、ものを買ったり売ったりする契約のとき、実印や印鑑登録証明書が必要です。印鑑登録証明書は、住んでいるところの役所でつくってもらうことができます。印鑑登録証をもってください。

■ 在留の手続き

日本で生活するときは、出入国在留管理局で在留の手続きが必要です。出入国在留管理局では、パスポートに上陸許可証印をつけます。上陸許可証印には、「在留資格」(日本でできること)と、「在留期間」(いつまで日本にいることができるか)が書いてあります。在留資格に書いていないことをするときや、在留期間をすぎて日本にいたいときは、出入国在留管理局で手続きしてください。この手続きをしないと、日本にいられなくなることがあります。

入国・在留資格について詳しいことは、出入国在留管理局(→23ページ)か、下の「外国人在留支援センター」や、「外国人在留総合インフォメーションセンター」にきいてください。

◇外国人在留支援センター(FRESC)

(月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで)
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階
電話 0570-011000
電話 03-5363-3013(IP、外国から)

センターの中にある役所

出入国在留管理局
…外国人が住んでいる町を助けるところ
…出入国在留管理局にある書類や情報の開示請求<情報が見られるようにたのむ>ができるところ
東京出入国在留管理局四谷分庁舎(→23ページ)
…日本に住んでいる外国人や、外国人と働きたい会社の人が相談するところ
東京法務局人権擁護部

…差別を 受けた 外国人が 相談できる ところ

法テラス

…法律の 相談が できる ところ

東京労働局外国人特別相談・支援室

…仕事で 困っている 外国人を 助ける ところ

東京外国人雇用・サービスセンター

…高度外国人材<専門の 知識や 技術を 持つ 外国人>が 仕事を 探すとき 助ける ところ

外務省ビザ・インフォメーション

…ビザについて 相談できる ところ

日本貿易振興機構(ジェトロ)

…高度外国人材と 仕事がしたい 会社を 助ける ところ

◇東京出入国在留管理局四谷分庁舎(FRESC の 中に あります)

(月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後5時まで)

相談に 行く前に 電話か ホームページで 予約して ください。

予約専用電話:03-5363-3025(21言語から選ぶことができます。)

予約専用フォーム:

日本語: <https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-jpn>

英語: <https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-eng>

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、

ネパール語

◇外国人在留総合インフォメーションセンター

(月曜日から 金曜日の 午前8時30分から 午後5時15分まで)

東京

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 出入国在留管理局内

電話 0570-013904

電話 03-5796-7112(IP、外国から)

メール info-tokyo@i-moj.go.jp

◇外国人総合相談支援センター<外国人が 相談できるところ>

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」 11階

しんじゅく多文化共生プラザ内

TEL 03-3202-5535

英語、中国語：月曜日から 金曜日

ポルトガル語、スペイン語：月曜日、火曜日、水曜日

タガログ語：金曜日

インドネシア語：火曜日

ベトナム語：月曜日、水曜日

在留資格の 種類と 在留期間

A. 活動(何をするか)で きまる 在留資格

1. 働くことが できる

在留資格	在留期間
外交	外交の仕事をするあいだ
公用	5年、3年、1年、3か月、30日から15日
教授	5年、3年、1年から3か月
芸術	5年、3年、1年から3か月
宗教	5年、3年、1年から3か月
報道	5年、3年、1年から3か月
高度専門職	1号は5年、2号はおわるひがありません
経営・管理	5年、3年、1年、6か月、4か月から3か月
法律・会計業務	5年、3年、1年から3か月
医療	5年、3年、1年から3か月
研究	5年、3年、1年から3か月
教育	5年、3年、1年から3か月
技術・人文知識・国際業務	5年、3年、1年から3か月
企業内転勤	5年、3年、1年から3か月
介護	5年、3年、1年から3か月
興行	5年、3年、1年、6か月、3か月から30日
技能	5年、3年、1年から3か月
技能実習	法務大臣が決めたあいだ
特定技能	1号:1年。6か月から4か月ごとの更新<長くする> 2号:3年、1年、6か月

はたら
2. 働くことが できない

ざいりゅうし かく 在留資格	ざいりゅうき かん 在留期間
ぶんかかつどう 文化活動	ねん ねん げつ げつ 3年、1年、6か月か 3か月
たんきたいざい 短期滞在	にち にち にち 90日、30日か 15日
りゅうがく 留学	ほうむだいじん き 法務大臣が 決めた あいだ (4年3か月まで)
けんしゅう 研修	ねん げつ げつ 1年、6か月か 3か月
かぞくたいざい 家族滞在	ほうむだいじん き 法務大臣が 決めた あいだ (5年まで)

なに はたら
3. 何をするかで 働くことが できるか きまる

ざいりゅうし かく 在留資格	ざいりゅうき かん 在留期間
とくていかつどう 特定活動	ねん ねん ねん げつ げつ ほうむだいじん 5年、3年、1年、6か月、3か月か 法務大臣が 決めた あいだ。 ねん 5年まで。

にほん なが ひと ざいりゅうし かく
B. 日本に 長くいる人の 在留資格

ざいりゅうし かく 在留資格	ざいりゅうき かん 在留期間
えいじゅうしゃ 永住者	お ひ 終わる 日は ありません
にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	ねん ねん ねん げつ 5年、3年、1年か 6か月
えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう 永住者の配偶者等	ねん ねん ねん げつ 5年、3年、1年か 6か月
ていじゅうしゃ 定住者	ねん ねん ねん げつ ほうむだいじん 5年、3年、1年、6か月か 法務大臣が 決めた あいだ。5年ま で。

しゆつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
◇出入国在留管理局

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
・東京出入国在留管理局

とうきょうとみなどくこうなん
東京都港区港南5-5-30

電話:0570-034259

03-5796-7234 (IP, 外国から)

かた しながわえきひがしち
いき方:JR品川駅東口の ⑧番乗り場から バスに のります。「品川埠頭循環」か 「東京入管出入国
ざいりゅうかんりきょくまえ お かえ」 とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょくまえ
在留管理局前折り返しへ いく バスです。「東京出入国在留管理局前」で あります。

または、東京モノレールか りんかい線(埼京線と つながっています)の 「天王洲アイル駅」
ふん とうきょう せん さいきょうせん
から 15分 あるきます。

じかん げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ
時間:月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後4時まで

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゆうかんりきょく ちば しゅっちょじょ
・東京出入国在留管理局 千葉出張所

ちば しちゅうおうくとん やちう ちば
 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー3F

でんわ
電話:043-242-6597

じかん げつようび きんようび ごぜんじ ごごじ
 時間:月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後4時まで

つか ひと せんよう くるま ばしょ
 ※使う人 専用の 車を とめる 場所は ありません。

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゆうかんりきょく まつどしゅっちょじょ
・東京出入国在留管理局 松戸出張所

まつどしまつど
 松戸市松戸1307-1 キテミテマツド8F

でんわ
電話:047-701-5472

じかん げつようび きんようび ごぜんじ ごごじ
 時間:月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後4時まで

つか ひと せんよう くるま ばしょ
 ※使う人 専用の 車を とめる 場所は ありません。

◇在留期間の 更新<長くする>

ざいりゅうきかん こうしん なが
 在留期間を 長くしたい 場合は、住んでいる ところの ちかくの 出入国在留管理局で 更新の 手続
 きを してください。在留期間が おわる まえに 手続きを してください。在留期間が 6か月以上 あ
 る 場合は、在留期間が おわる 3か月くらい まえから 手続きをすることができます。

[必要なもの]

- ① 在留期間更新許可申請書
 - ② 規則で きまっているもの(活動内容で ちがいます)
 - ③ パスポート または 在留資格証明書
 - ④ 在留カード または 外国人登録証明書
- 手続きにかかる お金は 4,000円(収入印紙を 買って はります)

◇在留資格の 変更<変える>

いま ざいりゅうしきかく ぱあい ざいりゅうしきかくへんこうか
 今の 在留資格と ちがうことを したい場合は、在留資格変更の 手続きが 必要です。

[必要なもの]

- ① 在留資格変更許可申請書
 - ② 規則で きまっているもの(活動内容で ちがいます)
 - ③ パスポート または 在留資格証明書
 - ④ 在留カード または 外国人登録証明書
- 手続きにかかる お金は 4,000円(収入印紙を 買って はります)

◇生まれた子どもの在留資格をとる

日本で生まれた子どもが60日以上日本にいる場合は、両親か家族が、住んでいるところのちかくの出入国在留管理局で在留資格の取得許可の手続きをしてください。生まれてから30日以内に手続きをしてください。

在留資格の取得許可の手続きをするまえに、市区町村の役所に出生届を出してください。

日本にある自分の国の大使館や領事館にも出生届を出して、パスポートをもらうことが必要です。

[必要なもの]

① 在留資格取得許可申請書

② 出生証明書<生まれたことを証明する紙>

*このほかに必要なものがあるかもしれません。詳しいことは、出入国在留管理局か外国人在留総合インフォメーションセンターに聞いてください。

手続きにお金はいりません。

◇資格外活動許可

いまもっている在留資格以外でお金をもらうことをしたい場合は、資格外活動許可が必要です。例えば、留学生がアルバイトをする場合などです。先に手続きをしてください。

[必要なもの]

① 資格外活動許可申請書

② 何をするかを正しく書いた紙

③ パスポートまたは在留資格証明書

④ 在留カードまたは外国人登録証明書

手続きにお金はいりません。

◇再入国許可

いまの在留期間のあいだに、日本を出て、また日本にもどる場合は、再入国許可をとつてください。新しくビザをとる必要がなくなります。

再入国許可をとつて日本を出た人は、きまったくまでに日本へもどれば、新しく外国人の登録をする必要はありません。再入国許可は、1回のものと、何回でもつかえるものがあります。

ひつよう
[必要なもの]

さいにゅうこくきょかしんせいしょ
① 再入国許可申請書

さいりゆう
② パスポート

さいにゅうこくじんとうろくしょめいしょ
③ 在留カード、外国人登録証明書か 特別永住者証明書

かい
えん
なんかい
ねだん: 1回のものは 3,000円、何回でも つかえるものは 6,000円です。(どちらも 収入印紙で はらって ください)

さいにゅうこくきょか
***みなし再入国許可**

ゆうこう
有効な パスポートか 在留カードを もっている 外国人が 日本を 出て、1年以内に もどってくる
ばあい
場合は、ふつう、再入国許可を とる 必要是 ありません。(日本を でるとき、必ず 在留カードを みせて ください。)

くわ
詳しいことは、出入国在留管理局か 外国人在留総合インフォメーションセンターに きいて ください。

えいじゅう
◇永住<ずっと 日本に すむ>の 許可

えいじゅうきょか
永住許可は、ほかの 在留資格より とることが むずかしいです。

ひつよう
[必要なこと]

- ① いつもの 生活の 様子が よいこと<わるいことを していない>
- ② 十分な お金がある、 または 安定した 仕事が あること
- ③ その人の 永住が 日本にとって よいと わかること

にほんじん
日本人、永住者、特別永住者の 配偶者<夫や 妻>か 子の 場合、①か ②に 当てはまる 必要
えいじゅうしゃ
なんみん
にんてい
はいぐうしゃ
う
おっと
ひと
つま
ひと
こ
ばあい
あ
ひつよう
必要
ちゅうい
は ありません。難民の 認定を 受けている人の 場合、②に 当てはまる 必要は ありません。注意して ください。

*もうししこむ人の 在留資格によって 出す 必要なものが ちがいます。出入国在留管理局に きて ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/>

てつづ
手続きにかかる お金は 8,000円です。(収入印紙で はらって ください)

せいかん
■ 税金

にほん
日本に 住む人は、国籍に 関係なく、税金を はらう 必要が あります。これは 法律で きまっています。税金は 決まった 期限までに はらう 必要が あります。期限までに はらわない 人は、基本的に、利息のように あたらしくはらう 延滞税金(遅れたときに はらう 税金)などを はらうことになります。税金には、所得税(国に はらう)、住民税(県や 市町村に はらう)、消費税(買い物などのときに はらう)、自動車税(自動車を もっている人が はらう)などが あります。

◇相談できる ところ

・**所得税と消費税:** 近くの 税務署か 東京国税局税務相談室

英語での 相談: 東京国税局電話相談センター 電話: 03-3821-9070

月曜日から 金曜日まで (年末年始は 休み)

午前9時から 午後5時まで

国税庁の ホームページ(英語) <http://www.nta.go.jp/english/index.htm>

・**住民税と軽自動車税:** 住んでいる 市町村の 役所

・**自動車税:** 千葉県自動車税事務所

千葉市中央区問屋町1-11

電話: 043-243-2721

・自動車の登録: 千葉県にある 運輸支局・自動車検査登録事務所<車のことを 手続きする 役所>で
登録を してください。

ナンバー	運輸支局<車のことを 手手続きする 役所>	電話
千葉・成田	千葉運輸支局	050-5540-2022
野田・柏・松戸	野田自動車検査登録事務所	050-5540-2023
習志野・市川・船橋	習志野自動車検査登録事務所	050-5540-2024
袖ヶ浦・市原	袖ヶ浦自動車検査登録事務所	050-5540-2025

◇所得税

1年間(1月1日から 12月31日までの あいだ)に かせいた お金について かかる 税金です。

給与所得者<会社などから 給料を もらっている人>の場合:

ふつう、会社が 手続きをします。

① 每月の 給料や ボーナスから 税金が ひかれます。(源泉徴収、給与天引き)。

② 12月に その年の所得税の 計算をします。(年末調整) お金がもどってくることがあります。

* 12月に 会社が くわしい 計算をして、つぎの 年の 1月に 「源泉徴収票」を くれます。源泉徴収票は、税金を はらったことを 証明する 紙です。在留資格の 更新などでも 必要に なります。すてないでください。

給料以外にも お金を もらっている人の 場合(自営業<自分で 会社や 店を やっている>の人、

会社で 源泉徴収がない人、2つ以上のところから お金をもらっている人など):

自分で 税務署に 確定申告<いくら 税金を はらうか 知らせる>をして ください。

確定申告は 毎年 3月15日までに してください。まえの 年の 1月から 12月までの あいだに

かせいだ お金や 使った お金などから、所得税の ねだんを 計算して、はらってください。

◇所得税の 還付くお金が かえってくる>

した ばあい かくていいしんごく かね かく かね しょとくぜい けいさん
下の 場合に 確定申告をすると、お金が かえってくることがあります。病院で はらった お金の
りょうしうしょ かね しょうめい ひつよう
領収書<お金を はらった 証明>などが 必要です。

① まえの 年に、病気や けがを なおすために 病院などで はらった お金が 100,000円より 多く
なった人。または 所得金額<1年間に かせいだ お金>の 5%より 多くなかった人。健康保険や
生命保険から お金が でたときは、その分を ぶん
せいめいほけん かね かね ひがい ひと
じしん たいふう ひと
② 地震・台風などの 被害を うけた 人や、お金を ぬすまれた人
③ ローンで 家を 買った人
にほん じゅうしょ にほん す ぜいきん
* 日本に 住所が あるか ないか、日本に どれだけの あいだ 住むかによって、税金の ねだんや
けいさん
計算が かわります。

区分		所得税の 課税範囲 <何の お金に 税金が かかるか>
居住者	永住者	ぜんぶの 所得
	非永住者	にほん しょとく こくないげんせんしょとく 日本で かせいだ ぜんぶの 所得(国内源泉所得)と、 がいこく しょとく こくがいげんせんしょとく にほん 外国の 所得(国外源泉所得)のうち、日本で もらった お かね がいこく にほん かね 金と 外国から 日本に おくられた お金
非居住者	在留期間が 1年より ひと みじかい人	にほん はたも かね こくないげんせんしょとく 日本で 働いて かせいだ お金 (国内源泉所得)

◇住民税<日本に 住んでいる人が はらう 税金>

1月1日に 住んでいる 市町村の 役所に、市町村民税と 県民税を はらいます。税務署に 出した
かくていいしんこくしょ やくしょ ぜいきん ねだん けいさん
確定申告書などから、役所が 税金の 値段を 計算します。
きゅうよしょとくしゃ がつ とし がつ まいつき きゅうりょう ぜいきん
給与所得者は、6月から つぎの 年の 5月までの 每月の 給料から、この税金が ひかれます。
いちぶ こうじょ ぜいきん すく きんがく ひ う まいとし がつ
(一部の控除<はらう 税金を 少なくするために ある金額を 引くこと>受けるためには、毎年3月15
にち やくしょ しんこく ひつよう
日までに、役所に申告が 必要です。)
じえいぎょうしゃ じぶん かいしゃ みせ ひと やくしょ がつ のうぜいつうちしょ ぜいきん
自営業者<自分で 会社や 店を やっている人>には、役所が 6月に 納税通知書<税金を はらつ
てがみ てがみ がつ がつ がつ がつ がい
てくださいという 手紙>を おくります。そこに かかれた ねだんを、6月、8月、10月、1月の 4回に
わけて はらって ください(市町村によって はらうときは ちがうことがあります)。

・外国税額控除について

がいこくぜいがくこうじょ
外国で 働いて もらった お金で、 その国の 税金を はらった 場合は、日本で はらう 税金が
やすくなります。

・租税条約による特例＜特別なあつかい＞について

日本はいろいろな国と租税条約＜税金についてきめたこと＞をもっています。両方の国で税金をかけることがないようにするために、条約がある国の国籍をもつていて、非居住者＜日本にいる期間が1年よりみじかい人＞は、所得税や住民税の特例があるかもしれません。大学生などの「学生」や日本の滞在期間が「短期」であるなど、きまった条件にあう場合です。税務署と市町村の役所に「租税条約に関する届出書」を出してください。

◇消費税

お店などでもものを買ったり、お金をはらって何かしてもらう、ねだんの10%の税金がかかります。

◇自動車税・軽自動車税

自動車税は、自動車をもっている人がはらう税金です。毎年4月1日にかかります。5月1日から10日の間に、自動車税事務所＜車の税金について手続きをするところ＞から納税通知書＜税金をはらってくださいという手紙＞（車の検査証にかいてある、居住地＜あなたがすんでいるところ＞）がきます。それを使ってはらってください。車をこわしたりばらばらにしたりするときや人に売ったりあげたりしたときは、すぐに運輸支局・自動車検査登録事務所で手続きをしてください。詳しいことは、運輸支局・自動車検査登録事務所にきいてください。

軽自動車税は、バイク（原動機付自転車）や軽自動車（大型・中型のバイクをふくむ）をもっている人にかかる税金です。毎年4月1日にかかります。自動車検査証＜車が安全に走れることを証明する紙＞に書いてある居住地の役所から納税通知書がきます。それを使ってはらってください。詳しいことは、住んでいる市町村の役所にきいてください。